

高齢者体操指導員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）並びに、別途契約を締結し共同開催を行う事業体（以下、「事業体」という）の管轄する高齢者体操における指導員（以下、「指導員」という）に関する事項について定める。

(目的)

第2条 指導員の資格を認定する制度は、次の事項を達成することを目的とする。

- (1) 高齢者体操の基礎的な運動技術と指導技術を身につけた指導者を養成する。
- (2) 高齢者体操の安全な実施と普及を図るとともに、体力および身体機能・認知機能の維持向上を目的として国民の健康寿命の延伸や生涯スポーツ発展に寄与する指導者を養成する。

(指導員の任務)

第3条 指導員は、第2条に示す本制度の目的を達成するため、高齢者体操の指導に当たる。

(認定の権限)

第4条 指導員の認定の権限は次のとおりとする。

- (1) 認定および継続の審査に関わる業務は、Gymnastics for All 委員会が行い、会長がこれを認める。
- (2) Gymnastics for All 委員会または Gymnastics for All 委員会が指名する認定員がこれらの業務を執行する。

(認定の基準)

第5条 指導員は、次の基準により本会が認める。

- (1) Gymnastics for All 委員会が企画する指導員の審査を行う認定講習会（以下、「認定講習会」とする）を受講し、認定試験またはレポート審査に合格し、指導員資格登録料を納めた者。
- (2) 指導員相当の能力を Gymnastics for All 委員会が認め、その推薦をもって理事会に承認され、指導員資格登録料を納めた者。

(認定講習会)

第6条 認定講習会は次のとおりとする。

- (1) 認定講習会は原則として毎年1回以上、本会並びに事業体が開催し、Gymnastics for All 委員会と事業体が企画、運営する。また、Gymnastics for All 委員会が審査し、認定講習会と同一内容を伝達し、認定試験を実施できると判断した場合、Gymnastics for All 委員会が指名する認定員に企画、運営を委嘱することができる。
- (2) 講師は、Gymnastics for All 委員会が選定し、承認を得た者が行う。

(受験資格)

第7条 指導員の受験資格は、受講年度の4月1日現在18歳以上で、高齢者体操の指導にあたっている

者、またはこれからその指導員になろうとする者とする。

(資格の有効期間)

第 8 条 資格の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 新規に指導員として認定された認定月に指導者資格登録料を支払った場合、認定月から 4 年間に有効期間とし事業体が認定された者を管理し、本会と共有する。
- (2) 指導員として継続更新する場合、第 8 条(1)の有効期間の切れる最終月に 4 か年度分の指導員資格登録料を支払うことで、再び 4 年度分の資格の有効期間を得ることができる。
- (3) 有効期間内に、第 10 条に示された資格停止となっても資格の有効期間は変わらないものとする。
- (4) 有効期間内に、第 10 条に示された資格失効となった場合、その時点で有効期間完了となる。なお、支払われた有効期間内の資格登録料の返金は行わない。

(資格の継続)

第 9 条 資格の継続を希望する者は、有効期限内に開催される本会やその他の団体が主催する体操指導に関する研修会に参加することが望まれる。

(資格の保留・取消)

第 10 条 資格の保留・取消の条件は、次のとおりとする。

- (1) 第 8 条(1)(2)の指導員資格登録料を当該月の支払いが完了しなかった場合、指導員資格は失効となる。
- (2) 第 9 条に示す条件は、指導員としての資質を研鑽することを推奨するものであり、資格の停止・失効につながるものではない。
- (3) **Gymnastics for All** 委員会が特別な事情を確認した場合、停止・失効となった指導員資格を再び認定することができる。
- (4) **Gymnastics for All** 委員会が指導員として不相当と認めた場合、資格を停止または失効にすることができる。

(指導員資格登録料など)

第 11 条 指導員資格登録などにかかる費用は次のとおりとする。

- (1) 指導員の資格登録料は別表のとおりとする。
- (2) 資格登録料は 4 か年度分を一度に支払うものとする。
- (3) 有効期間内に、第 10 条に示された資格停止または資格失効となっても支払われた資格登録料の返金はないものとする。
- (4) 認定講習会受講料は、講習会ごとに別に定める。
- (5) 本会と事業体との業務分担及び費用については、別に定める。

(指導員の権利)

第 12 条 指導員の権利は次のとおりとする。

- (1) 定期的に行われる **Gymnastics for All** 委員会主催の研修会に参加する権利。
- (2) 定期的な刊行される G.C. (1 冊) の提供を受ける権利。

第 13 条 この規程に定めのない事項は、Gymnastics for All 委員会で別に定める。

第 14 条 この規程は、理事会の決議により、改廃することができる。

令和 3 年 6 月 9 日制定・施行

令和 7 年 6 月 6 日改定・施行

別表 高齢者体操指導員資格登録料は、
次のとおりとする

種 類	料 金
高齢者体操 指導員資格登録料	10,000 円 (4 年分)